

山 口 県 報

令和7年
12月23日
(火曜日)

令和七年十二月二十三日

山口県知事 村岡嗣政

目 次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定（環境政策課）

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）

下関都市計画道路の変更の案の総覽（都市計画課）

○公告

県営茶屋地区農村地域防災減災事業変更計画書の総覽（農村整備課）

県営大年地区農村地域防災減災事業変更計画書の総覽（農村整備課）

徳山下松港港湾計画の変更の概要（港湾課）

宇部港港湾計画の変更の概要（港湾課）

○公安委告示

道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務に関する告示の一部改正

四

区域 分

室津区域
総トン数十トン未満の漁船により、主として建網を使



山口県告示第三百九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて総覽に供する。

山口県告示第四百号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、下関都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて総覽に供する。

山口県告示第三百九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があつたと認めた。

令和七年十二月二十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 形質変更時要届出区域
周南市開成町四五五五の四三の一部

二 特定有害物質の種類
クロロエチレン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、一・三・ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、ふつ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

令和7年12月23日

山口県知事 村岡嗣政

山口県知事 村岡嗣政

二

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画道路一・四・二下関北九州道路
- 二 変更の内容
路線の追加

- 一 縦覧に供する書類
県営茶屋地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和7年12月二十四日から令和8年1月二十一日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

(三三一) 県営大年地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営大年地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和7年12月23日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画道路三・四・一長崎筋川線
- 二 変更の内容
区域及び構造の変更
- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画道路三・五・三八長崎西山線
- 二 変更の内容
区域の変更



(三三二) 県営大年地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

- 一 縦覧に供する書類
県営大年地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和7年12月二十四日から令和8年1月二十一日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

令和7年12月23日

(三三三) 徳山下松港港湾計画の変更の概要

- 港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第三条の三第十二項の規定に基づき、徳山下松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公表します。

令和7年12月23日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事

村岡嗣政

- (一三〇) 県営茶屋地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧
- 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営茶屋地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年四月十八日山口県公告（一三七）によりその概要を公告した徳山下松港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりです。

(一) 係留施設計画

係船くい

新南陽地区		地 区 名		地 区 名
変更後		変更前		項 目
ク	ク	ク	専 用	専公用又は別
六・〇	六・五	六・〇	六・五	水 (メートル)深
一 ク	一 ク	一 ク	一 ク	バ ー ス 数
				一 般 船 用
				危 險 物 船 用
				用 途

(二) 宇部港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第十二項の規定に基づき、宇部港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

令和七年十二月二十三日

宇部港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡嗣政

一 港湾計画の変更の概要

令和二年七月二十一日山口県公告（一六〇）によりその概要を公告した宇部港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりです。

(一) 水域施設計画
泊地

地 区 名	項 目
水 (メートル)深	面
	(ヘクタール)積

西沖の山地区		地 区 名		地 区 名
変更後		変更前		項 目
ク	ク	専 用	専 用	専公用又は別
六・五	六・〇	水 (メートル)深	水 (メートル)深	水 (メートル)深
六三・一	六三・一	一 般 船 用	一 般 船 用	一 般 船 用
		危 險 物 船 用	危 險 物 船 用	危 險 物 船 用
		用 途	用 途	用 途

(二) 係留施設計画
イ 岸壁

口 岸壁の削除		地 区 名		地 区 名
変更後		変更前		項 目
ク	ク	専 用	専 用	専公用又は別
九・〇	九・〇	又バ は1 延ス 長数	又バ は1 延ス 長数	水 (メートル)深
一 バ ー ス	一 バ ー ス	一 般 船 用	一 般 船 用	一 般 船 用
		危 險 物 船 用	危 險 物 船 用	危 險 物 船 用
		用 途	用 途	用 途

ハ 係船くいの削除

芝中地区		地 区 名		地 区 名
専 用		専 用		専 用
ク	ク	専 用	専 用	専公用又は別
五・〇	六・〇	水 (メートル)深	水 (メートル)深	水 (メートル)深
一 バ ー ス	一 バ ー ス	バ ー ス 数	バ ー ス 数	バ ー ス 数
一 般 船 用	一 般 船 用	用	用	用
		途	途	途

二 港湾計画の縦覧の場所
山口県土木建築部港湾課



山口県公安委員会告示第五十五号

道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務に関する告示（平成十八年山口県公安委員会告示第七十一号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から施行する。

令和七年十二月二十三日 表一般国道の部二六二号の項の次に次のように加える。

山口県公安委員会

国土整備部道路建設課、下関市環境部環境政策課及び下関市都市整備部
 市計画課並びに国土交通省中国地方整備局道路計画課及び国土交通省九州
 地方整備局道路計画第一課

令和七年十二月二十三日から令和八年一月二十二日まで
 午前九時三十分から午後五時まで

三一五号 全域



環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価書の縦覧

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十一条第二項の規定により、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十七条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和七年十二月二十三日

山口県知事

村岡嗣政

一 都市計画決定権者の名称

山口県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称

一・四・二下関北九州道路

三 種類 道路の新設

一・四・四四一〇号下関北九州道路

四 規模 延長約八キロメートル

都市計画対象事業が実施されるべき区域

五 関係地域の範囲

下関市及び北九州市

六 評価書、これを要約した書類及び環境影響評価法第二十四条の書面の縦覧の場所、期間及び時間

場所 山口県土木建築部都市計画課及び下関土木建築事務所、北九州市都市戦略局計画部都市交通政策課及び北九州市小倉北区役所総務企画課、福岡県